

令和5年度 特別区民税・都民税（住民税） 税額決定・納税通知書のご案内

いつも区政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。このたび、令和5年度の住民税が決定しましたので、納税通知書をお送りします。
納税通知書の見方につきましては、このご案内と納税通知書の裏面をあわせてご覧ください。

1. 住民税のあらまし

世田谷区で課税される方
令和5年度の住民税は、令和5年1月1日現在お住まいの住所地で、令和4年1月から令和4年12月までの1年間の所得に基づいて課税されます。
※令和5年1月1日に世田谷区にお住まいの方は、1月2日以降に世田谷区外へ転出された場合でも令和5年度の住民税は全額を世田谷区に納めていただきます。転出先の区市町村で住民税が課税されることはありません。

住民税とは
住民税には特別区民税（市町村民税）と都民税（道府県民税）があり、これらをあわせて区（市町村）で課税し、納めていただきます。
また、東京23区は「特別区」のため、市町村民税のことを「特別区民税」といいます。

均等割と所得割
特別区民税と都民税には「均等割」と「所得割」があり、これらを合算した税額が年税額となります。
○均等割…令和4年中に一定以上の合計所得金額がある場合、一律に課税されます。
特別区民税：3,500円 都民税：1,500円 合計 5,000円
○所得割…令和4年中の所得に応じて計算された税額です。
※合計所得金額については、2頁左上の★を参照

2. 納付について

(1) 納付書が同封されている方

- 各納期限までに、納付書により金融機関等で納めてください。
納期限を過ぎると、延滞金がかかる場合がありますので、納期限内にご納付ください。
- 全期分納付書【一括納付専用】（年税額／1枚）と各期分納付書（第1期～第4期／4枚）の計5枚の納付書が同封されている場合、「年1回の全納」または「年4回に分けて納付」のいずれかご都合のよい納付書により納めてください。
全期分納付書と各期分納付書の両方で重複して納めないように、ご注意ください。
【納期限】●全期分納付書：6月末
●各期分納付書：6月・8月・10月・翌年1月の末日
（末日が、土・日・祝・休日の場合、納期限は翌開庁日）
- 各期分納付書が1枚～3枚の場合には、全期分納付書を同封しておりませんので、各期の納付書により納めてください。
- 口座振替依頼書が届いた方でも、納税承継人の方は口座振替をすることができませんので、ご注意ください。

(2) 納付書が同封されていない方

- 口座振替の場合は、納付書を同封していません。登録の口座から住民税が自動振替されますので、口座残高のご確認をお願いします。
- 公的年金を受給されている方で、前年度より「公的年金からの特別徴収」が継続となっている場合は、年金から住民税が差し引かれますので、納付書を同封していません。
※3頁の⑯⑰欄のすべてに0円以外の金額が記載されている方が該当します。

6. 令和5年度から適用される特別区民税・都民税（住民税）の主な改正点

- 住宅借入金等特別税額控除の見直し
- 未成年者の住民税における非課税措置の見直し

☆改正点の詳細やその他の改正点については、[区のホームページをご確認ください。](#)

世田谷区 住民税 改正

7. 納付方法についてのお知らせ

令和4年4月1日より特別区民税・都民税（普通徴収）がキャッシュレス決済で納めることができるようになりました。

- 納付書表面左下に印字のバーコードを読み取って支払い（30万円以下）
 - スマートフォン決済アプリ
LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書支払い、au PAY（請求書支払い）、d払い 請求書支払い、J-Coin 請求書支払い
 - モバイルレジ
インターネットバンキング、クレジットカード
- インターネット上での納付書記載の確認番号等の入力による支払い（100万円未満）
 - ネットdeモバイルレジ
クレジットカード

※窓口以外で納付された場合は領収証書が発行されません。
※クレジットカード納付は納付額に応じた決済手数料がかかります。
※納期限を過ぎますと納付できない場合があります。
※窓口、コンビニエンスストア等の店頭では原則として上記「キャッシュレス決済」を利用いただけません。

納付方法の詳細については、[世田谷区のホームページをご覧ください。](#)



お問い合わせ先

☆多く寄せられる質問等については、[世田谷区のホームページに掲載しています。](#)

世田谷区ホームページ (<https://www.city.setagaya.lg.jp/>) のTOP画面の「問合せ・よくある質問」からご覧ください。

※英文の説明書をご希望の場合は、ご連絡ください。
We will send English explanation on your demand.

① 課税内容については……………世田谷区役所 課税課（お住まいの地域の担当係）

お住まいの地域	池尻（1～3丁目、4丁目1～32番）、上馬、経堂、駒沢（1～2丁目）、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林	赤堤、池尻（4丁目33～39番）、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上祖師谷、上野毛、上用賀、北鳥山、給田、駒沢（3～5丁目）、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、八幡山、東玉川、深沢、南鳥山、用賀
担当係	課税第1係 TEL 03 (5432) 2169	課税第2係 TEL 03 (5432) 2174	課税第3係 TEL 03 (5432) 2184
FAX	課税課全係共通 FAX 03 (5432) 3037		

② 期限内納付が難しい方は……………世田谷区役所 納税課 納税相談係 TEL 03 (5432) 2208

③ 口座振替については……………世田谷区役所 納税課 収納・税証明係 TEL 03 (5432) 2197

納税課全係共通 FAX 03 (5432) 3012

！振り込め詐欺にご注意！

区役所職員が「税金」「医療費」「保険料」などの還付手続きのためにATMの操作やレターパックの利用を求めることはありません。不審に感じたら、家族や警察に相談しましょう。

5. 公的年金からの住民税の差引き（特別徴収）について

公的年金からの住民税の特別徴収とは、年金保険者（日本年金機構等）が住民税を年金から差し引いて区市町村へ直接納入する制度です。

この制度の対象となるのは、令和5年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある方です。ただし、次の①から⑥のいずれかに該当する方を除きます。

- 【年金からの特別徴収に該当しない方】**
- ①介護保険料が年金から差し引かれていない方
 - ②差し引かれる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方
 - ③均等割のみの方
 - ④公的年金所得以外の所得がある方
 - ⑤住民税を口座振替で納めている方
 - ⑥亡くなられた方

特別徴収の対象となる年金は、老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金・退職年金等です。差し引かれる住民税額は、年金所得から計算した税額のみです。

また、公的年金からの特別徴収開始後、年金の支給停止などの事由により、特別徴収は中止となる場合があります。納付状況に応じて、普通徴収での納付もしくは還付について通知をお送りします。

【新しく公的年金からの特別徴収を開始する方の納め方】

徴収方法	普通徴収（納付書で納付）		公的年金からの特別徴収		
	第1期	第2期	本徴収（後半分）		
時期			10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1	同左	年税額の6分の1	同左	同左

今年度の住民税は、初めに普通徴収の第1期・第2期の2回を納付書で納めていただきます。次に、年税額の残りを、10月・12月・翌年2月に支給される公的年金から3回に分けて特別徴収します。

【2年目以降の納め方】

徴収方法	公的年金からの特別徴収					
	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	前年度年税額の6分の1	同左	同左	年税額から4月・6月・8月に仮徴収した合計額を引いた残りを3分の1ずつ		

2年目以降の住民税は、前年度年税額の6分の1を、4月・6月・8月に支給される公的年金から特別徴収します（これを仮徴収といいます）。

次に、年税額の残りを、10月・12月・翌年2月に支給される公的年金から3回に分けて特別徴収します。今回の通知では、令和6年4月・6月・8月の仮徴収の金額までご通知しています。

令和4年度に公的年金から特別徴収されていた方へ

- (1) 一定の要件に該当した場合、令和5年度は普通徴収に変更となることがあります。納付書が同封されている方は、納付書裏面に記載の金融機関等で納めてください。
- (2) 令和4年度の納税通知書で、令和5年4月・6月・8月に公的年金から特別徴収される仮徴収税額を通知しています。ただし、死亡等により公的年金からの特別徴収が中止になった方や、令和4年度に比べ令和5年度の税額が少なくなった方については、改めて令和5年4月・6月・8月の変更後の特別徴収税額（0円となる場合もあります。）を記載しています。
- (3) 実際に公的年金から特別徴収された税額が納税通知書の⑱欄の4月・6月・8月の税額を上回っている場合は、還付または充当を行います。後日、納税課より別途通知書をお送りしますので、必要な手続きをお願いします。

3. 納税通知書見本とその内容

特別区民税・都民税（住民税）の計算の考え方



※1 給与と収入の場合は、給与所得控除額を差し引きます。公的年金等収入の場合は、公的年金等控除額を差し引きます。（納税通知書の裏面「3. 所得金額」をご覧ください。）
 ※2 申告分離課税分は、給与等の他の所得と区分し、分離課税用の税率で計算します。

★合計所得金額…損益通算^(注)後の各所得金額の合計額をいいます。ただし
 ●申告分離課税所得は、特別控除を差し引く前の所得金額
 ●総合長期譲渡所得と一時所得は、合計額の2分の1の金額
 ●損失の繰越控除を差し引く前の金額で計算します。
 (注) 損益通算とは、不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の金額の計算上生じた損失について、一定の順序により他の所得金額から控除することです。

☆総所得金額等…合計所得金額から、繰り越すことが認められている前年度以前の損失額を差し引いた金額

ア 所得金額
 収入金額から必要経費を差し引いた金額
 ※給与収入から給与所得を、公的年金収入から公的年金に係る雑所得を算出する計算方法については、納税通知書の裏面「3. 所得金額」をご覧ください。

エ 税率
【A総所得、H山林所得・退職所得に対する税率】

特別区民税	6%
都民税	4%

※分離課税の所得（B～G）の税率は、納税通知書裏面「5. 税率」をご覧ください。

カ 税額控除額（④～⑧）
 税額控除については納税通知書の裏面6をご覧ください。

キ 配当割・株式等譲渡所得割額控除額（⑨）
 納税通知書の裏面「6. 税額控除」をご覧ください。

ケ 均等割額
 前の年に一定以上の合計所得金額がある場合、一律に5,000円の均等割が課税されます。（特別区民税 3,500円、都民税 1,500円）

各期の納付金額です。

⑬欄は給与から差し引かれる住民税額です。

⑭欄は公的年金から差し引かれる住民税額です。

⑰欄が個人納付分の住民税額です。

⑯欄の金額は⑪欄に均等割額がある場合は充当します。充当しきれない分については、後日納税課より還付の通知をお送りします。上記、所得内訳欄の◆をご覧ください。

所得控除の種類	
雑損控除	災害や盗難などで住宅や家財に損害を受けた場合や、災害に関連してやむを得ない支出をした場合
医療費控除	納税者本人や生計を一にする親族の医療費または特定一般用医薬品等購入費を支払った場合
社会保険料控除	健康保険料、年金保険料、介護保険料、雇用保険料などの社会保険料等を支払った場合
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済や確定拠出年金、心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合
生命保険料控除	一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合
地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料を支払った場合
障害者控除	納税者本人、同一生計配偶者または扶養する親族（16歳未満を含む）が障害者である場合
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で、配偶者と離別・死別された後、婚姻・事実婚されていない女性、または配偶者の生死が不明な女性 ※適用には条件があります。詳細は納税通知書裏面をご覧ください。
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下で、婚姻歴にかかわらずひとり親で子を扶養している方（婚姻または事実婚をしていないこと）
勤労学生控除	納税者本人が学生などで合計所得金額が75万円以下で、そのうち勤労によらない所得金額（不動産所得等）が10万円以下の場合
配偶者控除	納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合
配偶者特別控除	納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超～133万円以下の場合
扶養控除	納税者本人と生計を一にする親族（配偶者を除く）の合計所得金額が48万円以下の場合 ※年齢16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象にはなりません、住民税の非課税判定においては算定の対象となります。また、児童関連手当等の各種福祉サービス等で年齢16歳未満の扶養親族の申告をしていることが必要となる場合があります。
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の方

◇控除金額については、納税通知書の裏面4をご覧ください。
 ◇「同一生計配偶者」：納税者本人と生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の配偶者。 ※同一生計配偶者の有無は、通知書に記載されていません。

【この欄に記載がある方へ】
 次のような場合には、注意書きを記載していますので、よくお読みください。
 ●給与と分特別徴収税額がある
 ●還付が発生する 等

令和5年度 特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書

令和 年 月 日

【公的年金から特別徴収される額について】
 この納税通知書に記載された親族が、年金保険者（日本年金機構等）から送付される年金振込通知書等に反映されるまでは、制度上、一定の目数があります。そのため、6月または8月に送付される年金振込通知書からの年金振込通知書等には、この納税通知書の内容が反映されていない場合がありますので、必ず、10月に送付される年金振込通知書等には、この納税通知書の内容が反映される予定です。
 また、この納税通知書と年金振込通知書に記載された親族が異なることにより、公的年金からの差引（特別徴収）額が多くなった場合は、後日、納税課より還付または充当の通知書を送付します。
 ※公的年金からの特別徴収の制度や産生年度特別徴収された方については、別紙「令和5年度特別区民税・都民税（住民税）税額決定・納税通知書のご案内」をご覧ください。

コ 年税額

12 年税額 (⑬ + ⑭)	13 給与と分特別徴収税額 (給与差引分)	14 年金分特別徴収税額 (⑬ + ⑭)	15 年金分特別徴収税額 (公的年金差引分)	16 差引普通徴収分納付額 (個人納付分)	17 差引普通徴収分納付額 (⑬ - ⑭)
----------------	-----------------------	----------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------

【公的年金から特別徴収される額の種類】
 支払者の名称
 支払者の法人番号
 公的年金の種類

令和5年度	徴収月	公的年金から特別徴収される額
前半年分	4月	円
	6月	円
	8月	円
後半年分	10月	円
	12月	円
令和6年度	徴収月	公的年金から特別徴収される額
前半年分	4月	円
	6月	円
	8月	円

お問い合わせの際は、ここに印字されている「整理番号」をお知らせください。

【年金特別徴収該当の方】
 ⑯⑰欄のすべてに金額（0円以外）が記載されている方
 ⇒納付書は同封されず、年金から住民税が差し引かれます。

⑯欄のすべてに0円と記載され、⑰欄のすべてに金額（0円以外）が記載されている方
 ⇒1期、2期は個人納付、残りの税額は10月・12月・2月の年金から差し引かれます。

令和6年4月・6月・8月の年金から令和6年度の住民税として仮徴収される金額です。

4. よくあるお問い合わせ

(1) 給与から住民税が差引き（特別徴収）されているのに納付書が届いた

前年中に主な給与と所得以外に他の所得（従たる給与所得・配当所得・不動産所得・譲渡所得等）がある方は、主な給与と所得と他の所得を合算して「年税額」(⑫)を計算し、**主な給与と所得のみで計算した特別徴収額**(⑬)を差し引いて、**残った住民税額**(⑫-⑬)を**個人納付**(⑰または⑱)として納税通知書をお送りしています。ご希望により、個人納付分の住民税額を特別徴収額に加算することが可能です。納期限までに課税課へご連絡ください。

(2) 退職したが、どのように納付すればよいか

令和5年度住民税の特別徴収は、令和5年6月の給与より差引きが開始されます。令和5年5月以前に退職された方は、令和5年度住民税を給与から差し引くことができませんので、個人で納めていただくことになります。退職後、再就職された場合は、再就職先の会社からお手続きいただくことにより、納期限前の個人納付分を特別徴収に切り替えることができます。手続きの方法については、課税課もしくは新しい勤務先の人事・経理担当へお問い合わせください。

(3) 世田谷区から転出したのに納付書が届いた

令和5年1月1日に世田谷区にお住まいの方は、1月2日以降に世田谷区外へ転出された場合でも、令和5年度の住民税は全額世田谷区に納めていただけます。転出先の区市町村で住民税が課税されることはありません。

(4) 公的年金から住民税が差引きされているのはなぜか

公的年金特別徴収の説明は5頁をご覧ください。

(5) 寄附金税額控除について知りたい

ふるさと納税等の寄附をされた方は、寄附金税額控除が受けられます。寄附先により受けられる寄附金税額控除の金額が変わりますので、詳細は「税額控除等」の⑦寄附金税額控除額欄をご覧ください。

「ふるさと納税」（都道府県・区市町村に対する寄附金）については、次のとおりです。
 ★令和元年6月以降、総務大臣が指定した地方団体が対象です。
 ★世田谷区民の方も世田谷区に「ふるさと納税」をすることができます。詳細は、区ホームページの「区へのふるさと納税のご案内」からご確認ください。



① ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をされた方

寄附をした金額が、控除を受けられる限度額以内の場合、特別区民税・都民税の寄附金税額控除金額は、原則として寄附をした金額から2,000円を引いた金額になります。

② 確定申告をされた方

寄附をした金額が控除限度額以内の場合、所得税で軽減された金額と特別区民税・都民税の寄附金税額控除金額を合算した金額が、原則として寄附をした金額から2,000円を引いた金額になります。確定申告をされた方は、第二表の住民税・事業税に関する事項の寄附金控除欄（下記の図参照）に記載をされていないと住民税での控除ができません。確定申告で寄附金控除の申告をされ、住民税で控除されていない方は、課税課にご連絡ください。

確定申告書を提出された方へ

確定申告書の第二表に「配偶者や親族に関する事項」及び「住民税・事業税に関する事項」（下図1及び図2）があります。この欄に記入が無いと以下に該当する方でも、当該事項が住民税に反映されていない場合があります。
 ○同一生計配偶者がいる方 ○16歳未満の被扶養者がいる方 ○寄附金税額控除を適用する方
 ○配当割・株式等譲渡所得割額控除を適用する方 ○住民税の徴収方法を選択したい方 等
 ⇒記入が漏れてしまった場合は、課税課へご連絡ください。

<図1 確定申告書第二表「配偶者や親族に関する事項」>

氏名	個人番号	続柄	生年月日	職業	所得区分	所得額	課税額	控除額	課税額
納税者									
配偶者									
親族									

<図2 確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」>

氏名	個人番号	続柄	生年月日	職業	所得区分	所得額	課税額	控除額	課税額
納税者									
配偶者									
親族									